

仙台市ガス局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月十八日

仙台市ガス事業管理者 佐野 直樹

仙台市ガス局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

仙台市ガス局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和二年仙台市ガス局規程第二十四号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第七条 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>2 <u>前項</u>の規定にかかわらず、給料が日額で支給される会計年度任用職員の通勤手当の額、支給方法等については、管理者が別に定める。</p> <p>3 <u>前二項</u>に定めるもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、管理者が別に定める。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十二条 期末手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 毎月支給期末手当</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>二 十二月支給期末手当</p> <p>2 条例第二十六条第一項の会計年度任用職員基準日（以下「会計年度任用職員基準日」という。）は、次の各号に掲げる期末手当の種類に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 毎月支給期末手当 毎月一日（次号に掲げる日を含む。）</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>三 十二月支給期末手当 十二月一日</p> <p>3 条例第二十六条第一項の会計年度任用職員支給日（以下「会計年度任用職員支給日」という。）は、次の各号に掲げる期末手当の種類に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 毎月支給期末手当 当該会計年度任用職員基準日の属する月の二十一日（その日が勤務時間規程による休日（以下この項において「休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>三 十二月支給期末手当 当該会計年度任用職員基準日の属する月の十日（その日が勤務時間規程による休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）</p> <p>4 期末手当の額は、次の各号に掲げる期末手当の種類に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第七条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、新幹線鉄道等（給与規程第十九条第五項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用する通勤に係る通勤手当については、管理者が別に定める。</u></p> <p>3 <u>前二項</u>の規定にかかわらず、給料が日額で支給される会計年度任用職員の通勤手当の額、支給方法等については、管理者が別に定める。</p> <p>4 <u>前三項</u>に定めるもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、管理者が別に定める。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十二条 期末手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 毎月支給期末手当</p> <p>二 <u>六月支給期末手当</u></p> <p>三 十二月支給期末手当</p> <p>2 条例第二十六条第一項に規定する会計年度任用職員基準日（以下「会計年度任用職員基準日」という。）は、次の各号に掲げる期末手当の種類に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 毎月支給期末手当 毎月一日（次号及び第三号に掲げる日を含む。）</p> <p>二 <u>六月支給期末手当 六月一日</u></p> <p>三 十二月支給期末手当 十二月一日</p> <p>3 条例第二十六条第一項に規定する会計年度任用職員支給日（以下「会計年度任用職員支給日」という。）は、次の各号に掲げる期末手当の種類に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 毎月支給期末手当 当該会計年度任用職員基準日の属する月の二十一日（その日が勤務時間規程による休日（以下この項において「休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）</p> <p>二 <u>六月支給期末手当 当該会計年度任用職員基準日の属する月の三十日（その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）</u></p> <p>三 十二月支給期末手当 当該会計年度任用職員基準日の属する月の十日（その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）</p> <p>4 期末手当の額は、次の各号に掲げる期末手当の種類に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>

一 毎月支給期末手当 期末手当基礎額(当該会計年度任用職員基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。)に**百分の十五**を乗じて得た額

二 十二月支給期末手当 期末手当基礎額(当該会計年度任用職員基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、又は死亡した日現在)において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。)に**百分の七十二・五**を乗じて得た額に、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

[イ～ニ 略]

**5 十二月支給期末手当は、これを毎月支給期末手当と併給することを妨げない。**

**6** [略]

**7** 前項に定めるもののほか、任期が六箇月未満の会計年度任用職員には、十二月支給期末手当は支給しない。

**8** [略]

**9** 十二月支給期末手当については、当該期末手当に係る会計年度任用職員基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、退職し、又は死亡した日以前の任期が六箇月以上ある場合に、会計年度任用職員について定められているところにより支給する。ただし、その退職し、又は死亡した日において、**第六項各号に掲げる**いずれかに該当する会計年度任用職員であった者については、この限りでない。

**10** [略]

第十三条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 **前条第六項第一号**から第八号まで(第五号を除く。)のいずれかに該当する会計年度任用職員として在職した期間

二 [略]

三 **前条第六項第九号**に該当する会計年度任用職員として在職した期間として管理者が定めるところにより算出した期間

(育児休業をしている会計年度任用職員の期末手当)

第十四条 [略]

2 [略]

3 **十二月一日**に育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(給与規程に規定するこれに相当する期間を含む。)があるものには、**十二月支給期末手当**を支給する。

(勤勉手当)

第十五条 条例第二十七条第一項前段の管理者が定める者は、条例第十三条第一項に規定する基準日(以下この条及び次条において「基準日」という。)に在職する会計年度任用職員のうち、次に掲げるものとする。

一 [略]

二 **第十二条第六項第三号**、第四号又は第六号から第八号まで

一 毎月支給期末手当 期末手当基礎額(当該会計年度任用職員基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。)に**百分の十**を乗じて得た額

二 **六月支給期末手当及び**十二月支給期末手当 期末手当基礎額(**それぞれその**会計年度任用職員基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、又は死亡した日現在)において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。)に**百分の六十六・二五**を乗じて得た額に、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

[イ～ニ 略]

**〔削る〕**

**5** [略]

**6** 前項に定めるもののほか、任期が六箇月未満の会計年度任用職員には、**六月支給期末手当及び**十二月支給期末手当は支給しない。

**7** [略]

**8 六月支給期末手当及び**十二月支給期末手当については、当該期末手当に係る会計年度任用職員基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、退職し、又は死亡した日以前の任期が六箇月以上ある場合に、会計年度任用職員について定められているところにより支給する。ただし、その退職し、又は死亡した日において、**第五項各号の**いずれかに該当する会計年度任用職員であった者については、この限りでない。

**9** [略]

第十三条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 **前条第五項第一号**から第八号まで(第五号を除く。)のいずれかに該当する会計年度任用職員として在職した期間

二 [略]

三 **前条第五項第九号**に該当する会計年度任用職員として在職した期間として管理者が定めるところにより算出した期間

(育児休業をしている会計年度任用職員の期末手当)

第十四条 [略]

2 [略]

3 **第十二条第二項第二号及び第三号に定める会計年度任用職員基準日**に育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(給与規程に規定するこれに相当する期間を含む。)があるものには、**当該会計年度任用職員基準日に係る期末手当**を支給する。

(勤勉手当)

第十五条 条例第二十七条第一項前段の管理者が定める者は、条例第十三条第一項に規定する基準日(以下この条及び次条において「基準日」という。)に在職する会計年度任用職員のうち、次に掲げるものとする。

一 [略]

二 **第十二条第五項第三号**、第四号又は第六号から第八号まで

のいずれかに該当する会計年度任用職員

三 [略]

四 任期が六箇月未満の会計年度任用職員（**第十二条第六項第六号**及び第七号に掲げる会計年度任用職員を除く。）

五 [略]

[2～8 略]

第十六条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 **第十二条第六項第三号**、第四号若しくは第六号から第八号まで又は前条第一項第五号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間

[二～十 略]

[3・4 略]

(勤務一時間当たりの給与額)

第十七条 給料が月額で支給されるフルタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び毎月支給期末手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を三十八・七五に五十二を乗じたものから**百三十六時間**を減じたもので除した額とする。

2 給料が月額で支給されるパートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び毎月支給期末手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間規程の規定により定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから、**百三十六時間**に、勤務時間規程の規定により定められたその者の一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た時間（その時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた時間）を減じたもので除した額とする。

3 [略]

のいずれかに該当する会計年度任用職員

三 [略]

四 任期が六箇月未満の会計年度任用職員（**第十二条第五項第六号**及び第七号に掲げる会計年度任用職員を除く。）

五 [略]

[2～8 略]

第十六条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 **第十二条第五項第三号**、第四号若しくは第六号から第八号まで又は前条第一項第五号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間

[二～十 略]

[3・4 略]

(勤務一時間当たりの給与額)

第十七条 給料が月額で支給されるフルタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び毎月支給期末手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を三十八・七五に五十二を乗じたものから**百四十時間**を減じたもので除した額とする。

2 給料が月額で支給されるパートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び毎月支給期末手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間規程の規定により定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから、**百四十時間**に、勤務時間規程の規定により定められたその者の一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た時間（その時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた時間）を減じたもので除した額とする。

3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十七条第一項及び第二項の規定は、この規程の施行の日以後の勤務に係る勤務一時間当たりの給与額の算出について適用し、同日前の勤務に係る勤務一時間当たりの給与額の算出については、なお従前の例による。

(ガス局総務部総務課)